

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日京都市条例第5号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

次のとおり，建築基準法に基づき定める条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

区 分	手数料（1件につき）
京都市建築基準条例第6条第2項第2号イの規定に基づく大規模建築物の敷地と道路との関係についての制限の適用除外に係る認定（同号イ(7)の規定に基づく認定を除く。）の申請に対する審査	円 27,000
京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例（以下「京北条例」といいます。）第4条第4項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000
京北条例第5条第4項第2号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000
京北条例第6条第4項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000
京北条例第9条第1項の規定に基づく建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000

上記の京都市建築基準条例の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手数料に関する改正は平成20年8月1日から，京北条例の規定に基づく許可又は認定の

申請に対する審査に係る手数料に関する改正は同条例の施行の日から施行すること
としました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第5号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(8)の項中

「					
	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷 特別工業地区建築条例第3条第1項ただし書の規定 に基づく建築等の許可の申請に対する審査	160,000		を	
					」
「					
	京都市建築基準条例第6条第2項第2号イの規定に 基づく大規模建築物の敷地と道路との関係について の制限の適用除外に係る認定（同号イ(ア)の規定に基 づく認定を除く。）の申請に対する審査	27,000		に、	
	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷 特別工業地区建築条例第3条第1項ただし書の規定 に基づく建築等の許可の申請に対する審査	160,000			
					」
「					
	京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関 する条例第5条第1項の規定に基づく建築等の許可	180,000		を	
					」

の申請に対する審査

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第5条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

180,000

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例（以下「京北条例」という。）第4条第4項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

160,000

京北条例第5条第4項第2号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

33,000

京北条例第6条第4項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

27,000

京北条例第9条第1項の規定に基づく建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

160,000

に

改める。

附 則

この条例中京都市建築基準条例の規定に基づく認定の申請に対する審査に関する部分は平成20年8月1日から、京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例

の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に関する部分は同条例の施行の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)